

平成 28 年 6 月 17 日

赤井委員

昨年 9 月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が公布されました。そして、今年 4 月 1 日に、事業主行動計画の策定に関する指針が策定され、これで完全に施行という形になりました。これは、女性が活躍する職業生活において、活躍できる環境を整えるという点で非常に大事な法律だと思っています。

まず、この女性活躍推進法の中で、国また地方公共団体、さらには民間事業主などに課せられたことがあります。この内容等について伺います。

労政福祉課長

まず、国の役割ですが、国は女性の職業生活における活躍を推進する施策を総合的かつ一体的に実施するための基本方針を策定します。また、職業訓練、職業紹介、啓発活動、情報の収集、提供等を行います。

それから、地方公共団体ですが、国の基本方針を勘案し、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定します。また、女性等からの相談を受けるとともに、情報提供、助言、啓発活動などを行います。なお、国と地方公共団体は、それぞれ事業主として、女性の活躍に関する数値目標や取組内容を定めた事業主行動計画も策定します。

最後に、民間企業ですが、民間企業も先ほど申し上げた事業主行動計画を策定することとなっております。なお、雇用する労働者が 300 人以下の企業については、事業主行動計画の策定は努力義務とされているところです。

赤井委員

地方公共団体が推進計画を策定することは努力義務だと伺っています。去年 9 月に女性活躍推進法が公布され、4 月 1 日にこういった形で完全施行となり、まだ準備段階だと思いますが、現在、神奈川県はどのような状況になっていますでしょうか。

労政福祉課長

推進計画について、本県においては、平成 29 年度末に改定を予定しております。かながわ男女共同参画推進プランの中で、県民局の方が全庁の女性の活躍に関係する施策を体系化し、それを推進計画として策定すると伺っております。

赤井委員

県民局所管という形で、今考えていると伺いましたが、兵庫県の方では、この 6 月 1 日に女性活躍推進センターを設置したと伺っています。この女性活躍推進センターでは、どのような取組を予定しているのか、分かっている範囲で教えてください。

労政福祉課長

兵庫県の方で設置した女性活躍推進センターですが、これは既設の兵庫県立男女共同参画センターの中に設置したものと伺っております。その取組ですが、労働者が 300 人以下の中小企業に対して、女性活躍推進の意義や企業経営へのメリットの啓発、社内研修会への専門講師の派遣、それから事業主行動計画策

定の働き掛け、さらには、女性の活躍推進に関する相談への助言、フォーラムやセミナーの開催といったことに取り組むと聞いております。

赤井委員

県民局所管の問題ですから、突っ込んで私も聞きませんが、ただ、女性の活躍という点からいえば、産業労働局も仕事など、いろいろな形で同じようなものがオーバーラップしてくると思います。また、兵庫県の方も、県民局のようなところがこれを設置したとも伺っております。男女共同参画ということで現在は県民局が担っていますが、産業労働局との役割分担はどのような形になるのでしょうか。

労政福祉課長

先ほどの答弁と一部重複しますが、県民局では、女性の職業生活に関する活躍についての推進計画を策定することとなります。産業労働局では、女性からの職業紹介や職業訓練等に関する相談に対して、情報提供や助言を行うこととしております。そのほか、女性の活躍推進に関する啓発活動も行っております。

赤井委員

今年度、女性就業支援推進事業費として計上されている約557万円の予算の中に、女性の就業支援ということで、かながわ総合しごと館スマイルワークというものがあります。このかながわ総合しごと館スマイルワーク等において、国と連携して就業支援すると伺っておりますが、これはどのような仕組みになっているのでしょうか。

労政福祉課長

スマイルワークに関してですが、横浜駅西口から徒歩数分にあるSTビルの中にあります。雇用に関する幾つかのセクションがあり、また国と県などが連携して取り組んでおり、その愛称としてそういった名称を付けさせていただいております。女性に関する施策ということでは、STビルの中にある国で設けているマザーズハローワーク内において、県はキャリアカウンセリングや女性の労働相談を実施し、国は同じフロアにあるハローワークのラウンジ的なところで、具体的な職業紹介などを一体的に行っているところです。

赤井委員

職業紹介ということになると、当然、企業からのいろいろなオファー等も受け付けていると思いますが、その辺の仕組みは、今どのような形になっているのでしょうか。

労政福祉課長

そこでいう職業紹介とは、正しくハローワークでの職業紹介であります。企業からの求人票を国の方で頂いており、それに適合する職業を求職者に紹介していくという流れです。

赤井委員

ハローワークは当然のことながら、ハローワークとして、いろいろな会社を紹介していると思いますし、また産業労働局としても、企業に対していろいろな働き掛けをしてきていると思います。企業に対しての働き掛けは、これまでどのような形でしてこられたのでしょうか。

労政福祉課長

この6月8日に、知事と神奈川労働局長が雇用に関する要請をさせていただいております。要請については、過去から行っておりますが、今年度初めて、女性の職業の環境改善についても要請を行ったところです。

赤井委員

兵庫県が女性活躍推進センターを設置し、また神奈川県でもかながわ男女共同参画推進プランを県民局で策定している中、様々な情報を共有しながら行っていくという点で、女性の仕事一つとってみても、縦割りで横串をきちっと刺せるような体制をつくっていく必要があると思います。その情報共有という点については、どのようにこれからやろうとしているのでしょうか。

労政福祉課長

先ほど答弁したとおり、県民局において、かながわ男女共同参画推進プランの改定の中で、この推進計画を策定していくことになります。その推進計画においては、産業労働局やほかの部局における取組も網羅的に記載するものと思います。また、その事業推進に当たっては、関係部局同士でしっかりと情報共有を図り、連携して事業を進めることが大切ですので、そのことを十分に認識して取組を進めていきたいと思っております。

赤井委員

今回、この法律では、それぞれの地域において女性活躍推進に関わる取組に関する協議を行う協議会を組織することができるとなっております。これは任意となっておりますが、協議会をつくることも法律の中で、できるという形になっております。この辺については、産業労働局、あるいは県として、今どのような考えでいらっしゃるのでしょうか。

労政福祉課長

様々な機関が連携して取組を進めていかなければならないところですが、産業労働局においては、国の神奈川労働局とも日頃から連携を図っているところです。この協議会についても、そういった枠組みを活用しながら設置することができないか検討しているところです。

赤井委員

協議会の設置について検討しているという点で、例えば、具体的にいつ頃までにといったスケジュールの部分、それからどういった構成メンバーになるのか、こういった点については、今の段階でどの程度決まっているのでしょうか。

労政福祉課長

現段階では詰めているところであり、まだ具体的なスケジュールまでは確定しておりません。

赤井委員

分かりました。いずれにしても、この4月から新たに女性活躍推進法が完全施行され、これから女性の活躍にしっかりと期待をしていかなければなりません。そういう意味でも、神奈川県が先頭を切って、この女性活躍推進法を推進できるように、協議会の設置に関してメンバーやスケジュールもしっかりとこれから詰めていただきたいと要望して私の質問を終わります。